

物価高騰支援事業「あさくち生活支援券」取扱加盟店募集要項

令和 8 年 1 月
浅 口 市

1. 発行目的

長引く物価高騰の影響を受けている市民の経済的負担を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、国の物価高騰重点支援交付金を活用し、市内登録加盟店で利用可能な「あさくち生活支援券」(対象：浅口市民)を交付します。

2. 事業概要

- (1) 発行元 浅口市
- (2) 商品券名称 あさくち生活支援券 (以下「支援券」という。)
- (3) 交付対象者 令和 8 年 2 月 1 日現在浅口市住民基本台帳に登録されている市民
- (4) 交付金額 対象者 1 人あたり支援券 10,000 円分(額面 1,000 円×5 枚×2 セット)
- (5) 交付時期 令和 8 年 4 月中旬までに対象世帯へゆうパックにて郵送
- (6) 発行総額 約 3 億 3 千万円【見込み】(対象者約 33,000 人)
- (7) 使用期間 **令和 8 年 4 月 2 0 日(月)から令和 8 年 7 月 3 1 日(金)まで**

3. 支援券の取り扱いについて

(1) 遵守事項

- ア 支援券は物品の販売、飲食又はサービスの提供などの取引において使用可能となります。
- イ 使用金額が支援券の額面に満たない場合でも釣銭は支払わないものとします。
- ウ 支援券を現金に換金することはできません。
- エ 使用期間を過ぎた支援券は無効となります。

(2) 使用対象とならないもの

- ア 出資や債務の支払い(金融商品の購入や振込手数料等)
- イ 有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手・官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ウ たばこの購入
- エ 土地や家屋の購入、家賃、地代、駐車場代等の不動産にかかる支払い
- オ 事業活動に伴った原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
- カ 現金への換金、金融機関への預け入れ
- キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業にかかる支払
- ク 国や地方公共団体への支払い(税金、水道代、公共料金)
- ケ 特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わるもの、公序良俗に反するもの

4. 取扱事業所申込資格

浅口市内に住所をおく事業者。ただし、次の(1)から(4)に該当する事業者を除きます。

- (1) 風営法第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 上記3(2)「使用対象とならないもの」に記載の取引又は商品のみを取り扱う事業者
- (4) その他市長が不相当と認める事業者

5. 取扱加盟店の責務

- (1) 取扱加盟店であることが明確になるよう、市が提供する「支援券取扱加盟店用ポスター」を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 支援券の転売、譲渡及び換金を行わないこと。
- (3) 支援券を受け取る時は、偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された支援券でないかを確認し、偽造が疑われる場合には受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに浅口市秘書政策課まで報告すること。
- (4) 支援券を受け取ったときは、他店での使用を防止するため裏面の所定欄に取扱加盟店名を必ず記入し、既に取扱加盟店の記入がある場合は受け取りを拒否すること。
- (5) 受け取った支援券の保管及び管理には十分注意することとし、紛失や盗難等による損失については取扱加盟店の責務とする。
- (6) 本事業の実施に当たっては、浅口市と適切な連携体制を構築すること。

6. 支援券の換金

(1) 換金方法

受け取った使用済支援券と併せて換金申請書を浅口市役所秘書政策課、金光総合支所、寄島総合支所のいずれかの窓口へ提出してください。後日、市から取扱加盟店申請書に記載の金融機関口座に入金します。

(2) 換金手続き期間

令和8年4月20日(月)から令和8年8月31日(月)まで

※期間を過ぎた場合の換金手続きには一切応じません。

(3) その他

ア 換金については、市から直接、取扱加盟店が指定する金融機関の口座に振込みます。なお、振込通知書は送付いたしません。通帳に「アサクチシ ソウフリ」と記載されますので、ご確認ください。

イ 換金のお申し込みから指定口座への入金まで30日程度要します。あらかじめご了承ください。

ウ 換金手数料はかかりません。

7. 申込について（新規にお申し込みの方）

(1) 申込方法

この募集要項の内容に同意のうえ、「あさくち生活支援券取扱加盟店登録申請書」に必要事項を記入し、次の提出先へ提出してください。（郵送・FAX・メールのいずれの方法でも可、押印は不要です）

申込書は浅口市ホームページからダウンロードができるほか、浅口市秘書政策課及び浅口商工会でも配布しています。

(2) 提出先

〒719-0295 浅口市鴨方町六条院中 3050

浅口市秘書政策課 宛

FAX : 0865-44-5771

E-mail : hisyoseisaku@city.asakuchi.okayama.jp

(3) 申込期間

令和8年2月10日(火) (必着) まで

（上記期間を過ぎても申込は可能ですが、市民へ支援券を郵送する際に同封するチラシに掲載できません。）

(4) 申込後の審査等

申請のあった事業所について、市の審査を経て取扱加盟店として承認します。承認した場合は「店舗掲示物（取扱加盟店用ポスター等）」、「取扱加盟店の手引き」等を3月下旬にお渡しします。

(5) その他

市内に複数店舗がある場合は、それぞれの店舗ごとに申請してください。

8. その他

(1) この募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱加盟店の登録取消を行う場合があります。

(2) 本件の内容について変更が生じる場合があります。その際は市ホームページでお知らせします。

9. 問合せ先

〒719-0295 浅口市鴨方町六条院中 3050 浅口市秘書政策課

電 話 : 0865-44-9013

F A X : 0865-44-5771

E-mail : hisyoseisaku@city.asakuchi.okayama.jp